

船舶担保権者の権利行使と法的責任(上)

弁護士 濑野克久
三井住友銀行法務部 森田晃徳

近時においては、中国を中心とする原材料、製品の荷動きの活発化、船舶不足、船舶運賃の高騰に伴い、船舶売買、船舶の製造発注が活発化している。これに伴い、従来船舶ファイナンスに消極的であった国内の銀行、リース会社、外国の銀行等が積極的に船舶ファイナンスを実施している。

国内のファイナンスにおいては、これまでのところ担保権者が担保の管理や実行の局面において、設定者または第三者に対して契約不履行責任や不法行為責任を負担する事例は多くなく、これらの法的責任が特別な問題として採り上げられることもあまりない。

船舶ファイナンスにおいてはどうだろうか。結論から述べると、

船舶ファイナンスにおいては、担保権者が様々な局面で契約不履行責任や不法行為責任を追及される余地があることから、特段の留意が必要と言える。本稿は、主にパナマ法について議論されたり、英
国判例において争点となつた船舶担保権者（以下「Mortgagor」という）の法的責任を分類し、紹介することにより、読者にこの点の理解の端緒を提供しようとするものである。また、他方で、ファイナンサーに過剰な法的責任を押し付けるべく、一部においてなされているレンダーズライアビリティの議論、ならびに権利行使にあたりMortgagorに厳格な注意義務を機械的に課する考え方に対しても、船舶という動産の特性や担保権に基づく権利行使の正当性・必

要性という観点から、反論も試みたい。

本号では、まず問題の所在を明らかにした上で、パナマ船籍の船舶を取得するパナマ会社にファイナンスを行う事案をベースに、Mortgagorによる船舶担保権（以下「Mortgage」という）の権利行使の過程を鳥瞰する。そして、次号においては、権利行使の各過程で、Mortgagorが負担し得る法的責任を分類・紹介する。

なお、本稿で述べる見解はあくまでも筆者らの私見であり、筆者の関与する組織または属する組織の見解を示すものではないことをあらかじめ付言する。

一 問題の所在

1 船舶ファイナンスの特色

まず、担保権者が法的責任を負う局面として、担保保存義務に違反した場合や、担保権者が権利を濫用して担保物の価値を毀損することにより、設定者や利害

関係人の権利を侵害する場合が考えられるが、担保保存義務違

反については、国内ファイナンスの場合、保証人などの利害関係人との契約上、担保権者の免責が謳われることで回避されていると言える。他方、権利の濫用という意味でも、多くの場合、担保権者は設定者の同意が前提となる担保物の任意売却により債権回収を図る上、担保権の実行が必要な場合においても、自力救済は認められず、基本的に裁判所が関与するため、担保権者による権利濫用が発生しにくい。また、担保権者が直接担保物を占有・管理する局面は少なく、担保物の価値を毀損

する事例は限定されていること
も一因であると考えられる。さ
らに、例えば不動産の賃借人と
抵当権者の利害の競合などに対
しては、民法・借地借家法等が
整備されているし、担保権の管
理・実行に適用される法律とい
う観点から見ても、通常は担保
物が国境を越えて移動すること
はなく、外国法が絡むことは少
ない。

一方、船舶ファイナンスの場合はこれらと事情を異にする。まず、Mortgageの管理・実行に適用される法律は何かという観点から考えると、対象船舶は

常時領海を越えて移動することから、適用法は、船舶の登録国法たるパナマ法を始め、船舶の所在地法、法廷地法、Mortgage設定契約の準拠法など多岐にわたることになる（これらの適用法を決定するルールとしての国際私法や法廷地法は紛争が発生して法廷地が定まるまで確定しない。よって、現実にはあらかじめ適用法を特定することは難しい）。また、Mortgageの実行方法には、司法手続に基づいた船舶の競売のみならず、Mortgagorによる船舶の占有取得運航や私的売却などの自力救済も含まれることから、Mortgagorによる権利濫用の機会が必然的に増えることになる。さらに、Mort-

定まらないという問題を惹起するばかりではない。船舶特有の先取特権や海事請求権が各国ごとに定められていることを考慮すると、対象船舶について多種多様の利害関係人を生起させる要因となり、ゆえに担保権者がMortgageの管理・実行の局面で法的責任を追及される機会はその分増えることになる。

目次

- | | | | |
|---------------------|--------------------------------|-------------------------|--|
| | | 1 船舶ファイナンスの特色 | 三 権利行使の過程の各局面において Mortgagee に発生し得る法的責任 |
| 2 パナマ法と英國法に関する議論の実益 | | | |
| | 1 船舶ファイナンスにおける担保の保全 | 1 デフォルト事由発生前
占有取得・運航 | 2 デフォルト発生時①—船舶の却 |
| 3 デフォルト事由発生時 | 2 デフォルト事由発生前（信用不安発生前・契約違反前）—担保 | 3 デフォルト発生時②—アレス | 4 デフォルト発生時③—私的売却 |
| 4 デフォルト発生時 | 4 デフォルト事由発生時④—司法手続による競売 | 5 司法手続による競売 | |
| | | （以上次号掲載予定） | |

る」となる。さらに、Mortgagereeとの利害関係人の権利の競合について、優先関係を定めた統一的な法規範は見当たらぬ（注一）、仮にある法域においてそのような法規範が存在したとしても、法廷地の裁判所が実際に当該法規範を常に適用するとは限らないという限界がある。

とくに、対象船舶が領海を越えて移動することは、適用法が

責任を回避するために担保設定を受けないと、いうわけにはいかないからである。また、最新の造船技術が結晶し、巨大かつ堅牢な構造物となつた船体を目の当たりにしたとき、Mortgagereeの管理や実行に伴う法的リスクにまで配慮が及ばないのが人情というものである。さらに、船舶の場合、その所有権やMortgageの登記制度が整備されて

責任を回避するために担保設定を受けないというわけにはいかないからである。また、最新の造船技術が結晶し、巨大かつ堅牢な構造物となつた船体を目の当たりにしたとき、Mortgageの管理や実行に伴う法的リスクにまで配慮が及ばないのが人情というものである。さらに、船舶の場合、その所有権やMortgageの登記制度が整備されて

いる」とから、Mortgageは国内ファイナンスの不動産担保と同等なものという期待を無意識に抱いてしまつても無理はない。

とはいっても、ファイナンサーとしては、Mortgageの権利行使の過程で、その取扱いを誤れば債権回収が困難なばかりか、利害関係人に法的責任を負う余地があること、そのためにはMortgageの権利行使は、想像以上に制約があることを理解しておかなければ必要である。

2 パナマ法と英國法に関する議論の実益

前述の通り、対象船舶に適用される法律が船舶の移動とともに変化することを考慮すると、パナマ法や英國法のみをベースに議論することは、決して体系的な理解を提供するものではない。しかしながら、本稿で議論する事項は、①Mortgageの成立・効果、②Mortgageの実行手続き、③船主や利害関係人に対するMortgageの設定、④保険金請求権の譲渡（Assignment of Insurance）、⑤傭船料債権の譲渡（Assignment of Charter-

大雑把に言うと、①については登録国法としてのパナマ法（注2）、②および③のうち不法行為については、損害の発生地や財産の所在地として、対象船舶が現に所在する地の法（＝多くの場合、後述のアレスト手続にかかる法廷地の法）（注3）（注4）、③のうち契約不履行についてMortgage設定契約上、通常準拠法と指定されるパナマ法が、それぞれ準拠法として選択されるものと整理できる。

以上のことから、本稿において、パナマ法と英國法を基礎として議論することは、十分に意義を持つものと考えられる。

二 担保権者（Mortgagee）による権利行使の過程

1 船舶ファイナンスにおける担保

パナマ船籍の船舶を取得するパナマ法人（以下「船主」という）にファイナンスを行うケースでは、通常、担保として船主よりいわゆる“三種の神器”的な差入れ、すなわち、①対象船舶に対するMortgageの設定、②保険金請求権の譲渡（Assignment of Insurance）、③傭船料債権の

hire）もしくは傭船契約の地位譲渡予約（Assignment of Charterparty）を受ける。また、多くの場合、船主の日本の親会社より保証書の差入れを受けることで、さらなる信用補完を得る。

る。

デフォルト事由が発生していない時点では、Mortgageeは担保権の実行ができないが、定期的に船主や対象船舶の状況についてモニタリングを行い、事前承諾権の行使により事態の悪化を防ぐことで、担保権の保全を図る。

2 デフォルト事由発生前（信用不安発生前・契約違反前）—担保権の保全

3 デフォルト事由発生時

Mortgageeは、船主との金銭消費貸借契約（Loan Agreement）& Mortgage設定契約書の内容に従って、一般的にMortgageeが、これらの担保権を保全するため、一般的に

において、通常、船主の信用不安の発生、船舶の全損（実際に全損しないまでも、全損と同様の影響をもたらす拿捕、拘留、行方不明等の推定全損を含む）およびコバナンツ違反等をデフォルト事由として定める。デフォルト事由が現実に発生した場合でも、それが、当然にデフォルトの効果を生じる「当然にデフォルト事由」に相当する場合を除き、Mortgageeのデフォルト宣言があるまでは、潜在的なデフォルト状態が存続するのみとなる。

この段階では、Mortgageeは、対象船舶からの将来の収益のすべてを包括的に譲り受けたり（Assignment of Earnings）、Mortgageの実行のために必要な書面等を用意するなどの実行準備に着手する。また、Mortgageeは、Mortgage設定契約書において付与された権限に従い、船主が適切な保険を保しない場合に、必要に応じて船主の承諾なく船舶保険契約を締結することができる。同様に、船主が対象船舶の検査、修

繕を実施しない場合は、堪航能力や船級を維持するために、船主の承諾なく必要と思われる修繕、検査をすることができます。さらに、船主が、船舶先取特権者など、対象船舶をアレストできることを有する債権者に対しても支払を遅延する場合においても、Mortgageeは、必要に応じて当該先取特権にかかる債権について船主の承諾なく立替払いすることができる。なお、これらの権限の行使に伴う出費については、通常立替金の償還請求権がMortgageの被担保債権として規定されることから、最終的にはMortgageの実行により回収する」とことになる。

4 デフォルト発生時—
Mortgageの実行

a 船舶の占有取得・運航権

Mortgageeのデフォルト宣言等により、正式にデフォルトとなつた場合というのは、船主が信用力を著しく悪化させている状態がほとんどであり、通常であれば、船主に対象船舶の運航管理を引き続き良好に維持する

ことをもはや期待できない。この船舶の占有取得・運航の権利が規定される。

Mortgage設定契約書上には、この船舶の占有取得・運航の権利が規定される。

占有取得・運航権の行使においては、Mortgageeが、現実に

船主から対象船舶の占有を取得し、自己が選任した船長・船員等を乗船させる」とことになるがこれを拒む場合には後述のようなアレストを行い、裁判所に運航の差止めを申し立てることにより強制的に対象船舶の引渡しを受ける」ととも必要になる。また、actual possessionによらなくとも、占有改定と類似の方法で、従前の船長・船員、船舶管理会社、保険会社、傭船者、船荷証券の所持人等に対して、爾後従前の船長・船員がMortgageeの代理人として、Mortgageeのために対象船舶を占有し運航させることを通知する方法もある（constructive possession）。

なお、パナマ法は、占有取得・運航を行ふMortgageeに対してそのような権利行使を許す時に船主に対する運航の決算

を行う義務を法文上定めており
(注8)、Mortgageeは、
な適用法令上の手続的な義務を
果たすことが必要になる。

b 債船契約の地位の譲渡

以上の船舶占有取得・運航権
により、Mortgageeは、傭船料
収入の途絶を回避し得る手段を
得ることになるが、これで傭船
者による傭船契約の解除を常に
阻止できるわけではない。傭船
者としては、船主による傭船契
約不履行を理由に、Mortgagee
が対象船舶の占有を取得する以
前には傭船契約を解除し得るし、
傭船契約上、船主の変更が契約
解除事由となつている場合は、
Mortgageeの占有取得・運航に
より、傭船者は解除権を得るこ
とにむなるからである。Mort-
gageeの占有取得・運航権は、
傭船者に、Mortgageeを相手に
引き続き傭船契約を履行する義
務までを負わせるものではない
と言える。

そこで、多くの場合、Mort-
gageeはファイナンスに際し
て、傭船契約の地位譲渡予約を
船主および傭船者とあらかじめ

合意し、船主のデフォルト時に
は、Mortgageeが傭船契約上の
船主の地位を自己または自己の
指定する第三者に譲渡させるこ
とができる旨、そしてその場合
には、傭船者は傭船契約を解除
できない旨などを定める(As-
signement of Charterparty)。

ファイナンスの当初に、船主
および傭船者との間でこのよう
な合意がなされていた場合は、
デフォルトの発生により、傭船
契約の地位を実際に第三者に譲
渡することにより、傭船契約の
存続が図られることになる。

c アレスト

デフォルトが発生し、最終的
にMortgageの実行として対象
船舶の売却を行うためには、
Mortgageeが対象船舶を自己の
管理下に置く必要があり、この
点は不動産担保と性質を異にす
る。売却に先立ち、前述のよう
な船舶の占有取得・運航を経由
している場合には、売却の時点
で既にMortgageeは対象船舶の
占有管理を確保していることにな
るが、それ以外の場合には司
法手続を通じて、強制的に対象

船舶の運航を差し止め、Mort-
gageeや裁判所の管理下に置く
必要が生じる。このように、司
法手続により船舶の自由航行権
を剥奪する措置をアレストとい
い、日本においては、民事執行
法上の原則的取上執行(民事執
行法一一四条、一八九条)、保
全的引渡命令(民事執行法一一
五条、一八九条)、船舶仮差押
え(民事保全法四八条)、保管
人による船舶の保管(民事執行
法一八九条、一一六条四項)な
どの手続がこれに当たる。

d 司法手続による売却、私的 売却、任意売却

Mortgageの実行は究極的に
は対象船舶の売却によつてなさ
れるが、売却による実行方法と
して、①司法手続による売却、
②私的売却および③任意売却が
ある。

① 司法手続による売却 (Sale by Judicial Proceed- ings)

司法手続による売却とは、通
常対象船舶が現実に所在する地
域(通常は、アレストを受けた
地)の管轄裁判所が、Mort-
gageに優先して自國の一般債

gageに基づいて、当該法廷地
の執行手続法に従つて行う競売
を意味する。

この手続においては、パナマ
法上(注9)(注11)も、英國判例上
も、対象船舶に付

(注10)(注11)も、英國判例上
も、対象船舶に付

船舶の運航を差し止め、Mort-
gageeや裁判所の管理下に置く
必要が生じる。このように、司
法手続により船舶の自由航行権
を剥奪する措置をアレストとい
い、日本においては、民事執行
法上の原則的取上執行(民事執
行法一一四条、一八九条)、保
全的引渡命令(民事執行法一一
五条、一八九条)、船舶仮差押
え(民事保全法四八条)、保管
人による船舶の保管(民事執行
法一八九条、一一六条四項)な
どの手続がこれに当たる。

司法手続による売却とは、通
常対象船舶が現実に所在する地
域(通常は、アレストを受けた
地)の管轄裁判所が、Mort-
gageに優先して自國の一般債

権を取り扱った事例も過去にあつたことから（注15）、司法手続による売却の着手にあたって、法廷地の国際私法の検証は肝要となる。

また、法廷地の手続法上、競売手続に必要な申立書類として、パナマのMortgageについて用意できないものを定める場合（例・法定の担保権疎明書類等）や、入手困難なものを定める場合（例・被担保債権にかかる判決等の債務名義等）には、それが手続上の障害となり、

競売の実施に支障を來す場合もあることから、法廷地の手続法の確認も必要となる（注16）。

② 私的売却 (Private Sale)

私的売却 (Private Sale) とは、司法手続を経ず、司法機関の関なく、Mortgageeが対象船舶を売却し、その売却金をMortgageの被担保債権に充当する手続をいう。私的売却においては、後述の任意売却と異なり、Mortgageeは対象船舶の処分権限を有して売却を行い、売却先や売却条件について船主の承諾が不要であり、売買契約や

決済・引渡しにおいても船主の関与を要しない。もともと、この私的売却は英國法上捺印証書に基づくMortgageについて認められる権利行使の方法であるが（注17）、パナマ法においても、Mortgage設定契約書上において、私的売却が可能となることを明示的に規定した場合は、Mortgageの実行方法の一つとして認められる（注18）（なお、英國法においては、このようない契約上の明示の要件はない）。

私的売却の場合、司法手続の場合と比較して執行費用がかからず、短期間で売却が可能となる。しかしながら、私的売却はあくまでも私人間の船舶の売買にほかならないことから、パナマ法上（注19）も、英國法上も、対象船舶に付着している船舶先取特権や他のMortgageは消滅せずそのまま存続することになる（注20）。したがって、これらの負担の付いた船舶を取得する買受人が、売買価格のディスクレントを求めたり、売却に当たるMortgageに対して瑕疵担保

実例に学ぶ 金融機関の債権償却 自己査定時代の実務指針 第3版

高橋俊樹 [著] A5判・上製・380頁・定価3,780円(税込)

ベテラン実務家による詳細かつ具体的な債権償却実務手引書の決定版

◆待望の第3版

法人税法、法人税法施行令、法人税基本通達をはじめ、商法、商法施行規則等、債却実務に必要な法改正に完全対応した待望の最新版。

◆最新検査マニュアルに完全対応

平成15・16年に改正をみた金融検査マニュアルの自己査定実務の修正を織り込む。融資、審査、資産査定担当スタッフはもとより企画・支店管理者必読の書。

◆50のケーススタディで基本をマスター ◆関連資料を巻末に収録

社団法人 金融財政事情研究会 お申込先→書籍係 〒160-8520 東京都新宿区南元町19
電話(03)3358-2891(直通) FAX(03)3358-0037

保を目的とした保証状の発状を求める場合が多い。

なお、パナマ法では、手続的要件として、Mortgageeは私的売却の開始の「一〇日以上前に、船主および登記のある他のMortgageeに対して私的売却の開始を通知する必要がある。」

(3) 任意売却

任意売却は、司法手続を経ず、司法機関の関与なく船主が対象船舶を任意に売却し、その売却金をMortgageの被担保債権に充當する」という。任意売却においても、Mortgageeは、担保権を梃子にした影響力を通して、売却の判断や条件の決定に深く関与するが、私的売却と異なり、最終的にはあくまでも船主が自己の判断のもと、売渡人となつて対象船舶を売却するものであり、国内のファイナンスにおける担保不動産の任意売却に相当するものである。

(注1) 条約としては、一九二六年、一九六七年の「海上先取特權

および抵当権に関するある規則の統一のための国際条約」、一九九

二年の「海上先取特權および抵当権に関する国際条約」があるが、いずれも日本を始め、主要国が批准している。

(注2) 法例研究会「法例の見直しに関する諸問題(2)」別冊NBL八五号一七四頁～一七五頁。

(注3) 手続法の準拠法に関し、山田謙一『国際私法〔新版〕』一七〇頁。

(注4) 不法行為の準拠法に関し、法例研究会・前掲注2一〇頁～二二一頁、二六頁。

(注5) また、例えば、パナマ法自体が、英國法上の概念たるMortgageeによる担保船舶の占有取得、運航や私的売却を認めるなど、英國法は様々な側面で、便宜置籍国の法に影響を与えている。

(注6) パナマが現在のような便宜置籍の地位を得る過程で、英國の金融機関がこのようないMortgageの実行方法を許容するようパナマ政府に積極的に働きかけた結果であるとされる（後述の私的売却についても同様）。

(注7) パナマ共和国海商法一五一七条。

(注8) パナマ共和国海商法一五一七A条。

(注9) パナマ共和国海商法一〇九

〇条、一五〇八条。

(注10) Graeme Bowtle, Kevin McGuinness, "The Law of Ship Mortgages" Lloyd's Shipping Law Library P152,P158.

(注11) Mortgageの実行が他のMortgageや先取特權に与える効果については、Mortgageの効果としてパナマ法が適用される場合もあれば、担保実行の手続法や手続地の公序の問題として船舶が現に所在する地の法が適用される場合もあると解される。

(注12) 参考として、過去において、日本で競売された事例を紹介すると、千葉地裁＝パナマ船（鉱油船）につき、競売期間が五ヵ月間であり、手続費用四〇〇〇万円を要した。東京地裁＝イスラエル船（冷凍船）につき、競売期間が三ヵ月間であり、手續費用七八〇〇万円を要した（これは冷凍パナマの処理費用がかかつたので多額になつた）。なお、途上国においては、数年を要する場合もあるとされる。

(注13) 物権の成立や効果にかかる準拠法として所在地法を適用し、とくに船舶については常時所在地が変動する」といから、登録国法を所在地法と捉えることによ

り、登録国により成立したMortgageの効力を認め。法例研究会・前掲注2一七〇頁。

(注14) Graeme Bowtle, Kevin McGuinness, supra note 10, P240.

(注15) 南アフリカの判例として、In Re Mangoro(1913 NIR 67)。

(注16) 日本においても、かつて民事執行法一八一条一項三号に定める「担保権の登記のされている登記簿の謄本」に関して、外国のMortgageの登記簿謄本がこの法定文書に相当するかどうかについて議論があった（浦野雄幸「最近の船舶競売をめぐる諸問題(1)」NBL110九号八頁）。

(注17) 英国Merchant Shipping Act 1894 Section 35°

(注18) パナマ共和国海商法一五一七条。

(注19) パナマ共和国海商法一五一七条二項。

(注20) ただし、英國法においては、即ちMortgageに優先するMortgageや先取特權のみ存続する。

Graeme Bowtle, Kevin Patrick McGuinness, supra note 10, P150.

（セの かわらや
／ もりた じへふく）